

第5次佐賀市教育振興基本計画 (案)

佐賀市教育委員会

目 次

1	計画策定の趣旨	P 2
2	計画の位置づけ	P 3
3	計画の範囲	P 4
4	計画の構成及び期間	P 4
5	第4次佐賀市教育基本計画の総括	P 5
6	基本目標	P16
7	基本方針	P17

1 計画策定の趣旨

今日の社会は、従来から言われてきた人口減少、少子・高齢化の進行、グローバル化の進展や環境問題など地球規模の課題、子どもの貧困等の社会問題に加えて、生成AIの出現やDX化など急速な社会構造の変化の中にあり、社会の変化を予測することが難しくなっています。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、気候変動に伴う災害の激甚化や国際情勢の不安定化など、予測困難な時代の象徴ともいえる事態も発生しました。

子どもたちの教育を取り巻く状況についても、児童生徒数の減少、学習意欲の低下、いじめ、不登校、発達障がいや外国につながる子ども¹など多様な配慮が必要な児童生徒の増加、家庭や地域の教育力の低下、教員の多忙化、教員不足等、多くの課題があります。

また、Society. 5. 0²の実現を見据え、一人一人が自分らしく幸せに生きながら、未来を共につくっていくことが求められるこれからの時代において、「集団の中で、同じことを、同じペースややり方で、決められた問いと答えを学ぶ」ことを前提とした教育のあり方も転換することも求められています。

このような状況の中、国においては、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」の考え方を基調とし、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング³の向上」をコンセプトとした「第4期教育振興基本計画」が令和5年6月に策定されました。

佐賀市教育委員会では、佐賀市ならではの教育施策を進めていくためには、0歳から義務教育修了時の15歳までの「子どもの育ち」を念頭に入れた中期的な視点で教育の方向性を定める必要があるとの認識のもと、平成18年3月、初めての中期計画である「佐賀市教育振興基本計画」を策定しました。その後、これまで国の動きを考慮して、平成23年4月に第2次佐賀市教育振興基本計画、平成27年4月に第3次佐賀市教育振興基本計画、令和2年3月に第4次佐賀市教育振興基本計画を策定して、将来を展望した教育施策を総合的に推進してきました。

令和6年度で第4次佐賀市教育振興基本計画が最終年度となることから、社会情勢の変化や国の教育振興基本計画を念頭に置きながら、これまで実施した様々な施策の成果と課題を検証し、上位計画である佐賀市総合計画を踏まえた上で、佐賀市の教育行政の基本的な方向性を示す「第5次佐賀市教育振興基本計画」を策定し、今後8年間の取組を推進していきます。

¹ 外国につながる子ども：国籍を問わず、日本国外にルーツを持つ子ども。

² Society. 5. 0：サイバー空間（仮想現実）とフィジカル空間（現実世界）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

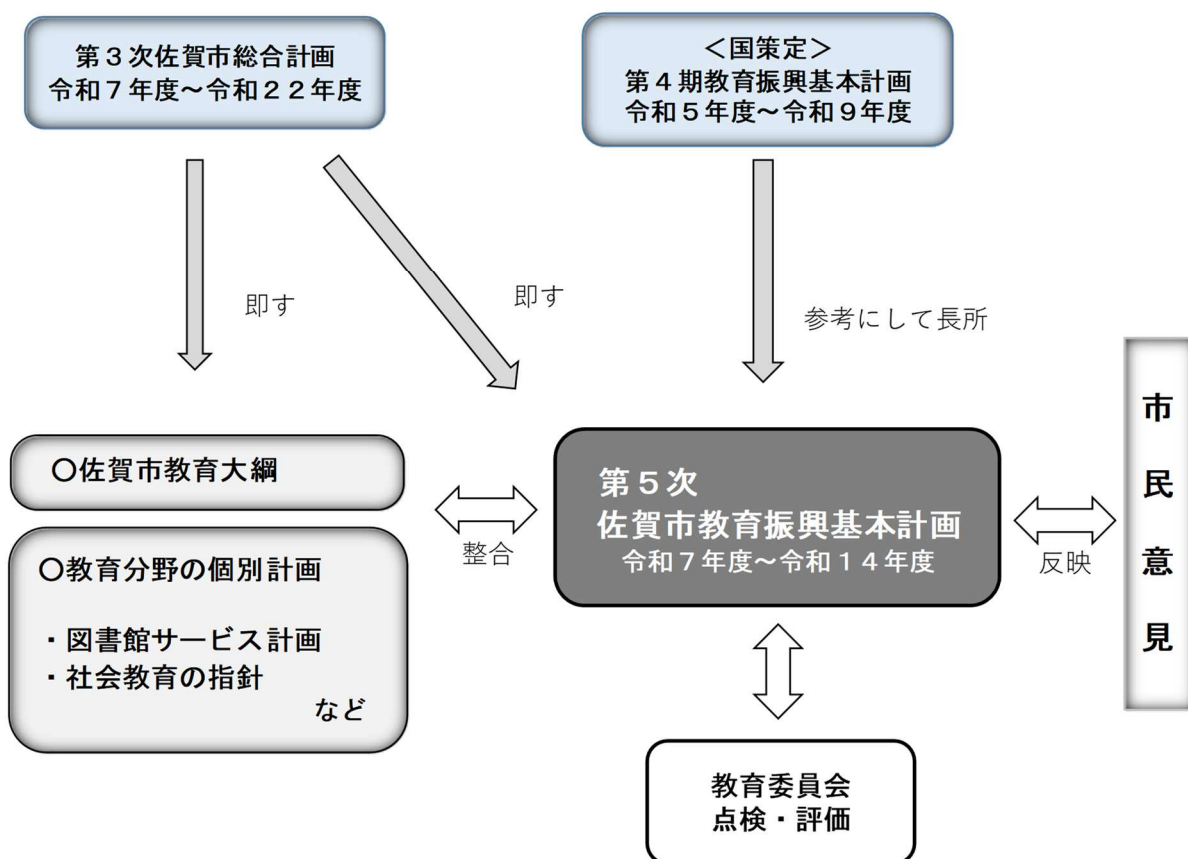
³ ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、いきがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

2 計画の位置づけ

この計画は、上位計画である第3次佐賀市総合計画⁴の教育に関わる分野を担うもので、教育基本法において、地方公共団体が定めるよう努めなければならないとされています。

佐賀市の目指すべき教育の姿を明らかにした上で、その実現に向け各施策や事業に取り組むための、佐賀市の教育振興に関わる総合的な計画として策定します。なお、策定にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長が定める「佐賀市教育大綱」や教育分野の様々な個別計画との整合を図り、各分野との連携を重視する必要があります。

計画のイメージ



⁴ 佐賀市総合計画：「佐賀市まちづくり自治基本条例」に策定が位置づけられており、佐賀市のめざす姿と各分野の政策展開を示した「まちづくりの指針」となるもので、市の行政運営における最上位計画。

3 計画の範囲

学校教育、社会教育、教育行政事務など、教育委員会が所管する分野を対象とします。

なお、条例により、教育委員会の職務権限に属する事務のうち市長が管理及び執行することと定める公民館の設置、管理及び廃止に関する事、スポーツに関する事、文化に関する事、及び文化財の保護に関する事については、本計画には含まれませんが、関係部署と連携をとりながら推進していきます。

4 計画の期間及び構成

- 第5次佐賀市教育振興基本計画の計画期間は、令和7年度から令和14年度までの8年間とし、「基本計画」と「実施計画」で構成します。
- 「基本計画」は、基本目標、基本方針及びこれらを実現するための施策を定めます。
- 「実施計画」は、基本計画のもとに重点的に取り組む具体的な事業計画を示すものであり、時代の要請に迅速に対応するため、計画期間を前期4年間と後期4年間にわけて、令和10年度に見直しを行います。
- 計画期間中に法改正及び佐賀市の上位計画の見直しなどが生じた場合は、随時所要の見直しを図るものとします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
国	第3期教育振興基本計画			第4期教育振興基本計画									
市	第2次佐賀市総合計画					第3次佐賀市総合計画							
	後期計画					前期基本計画							
市教委	第4次佐賀市教育振興基本計画				第5次佐賀市教育振興基本計画								
	実施計画(前期)		実施計画(後期)		実施計画(前期)				実施計画(後期)				
関連する計画	佐賀市教育大綱												
	第3次図書館サービス計画												
	第2期佐賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略					第3期佐賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略							

5 第4次佐賀市教育振興基本計画の総括

佐賀市教育委員会では、毎年、一般市民等のニーズ等を教育行政に反映するために「佐賀市教育政策市民満足度調査」を実施しています。また、市長部局においても「佐賀市民意向調査」を実施し、各施策の進捗管理を行っています。今回、第4次佐賀市教育振興基本計画の基本目標『ふるさと「さが」を協働でつくる 個性と創造性に富む人づくり』の総括を行うにあたって、佐賀市の教育政策に関する現状と課題を検証しました。

実施年度		佐賀市教育政策市民満足度調査対象者			
		子ども		大人	
		小学4・5・6年生	中学1・2・3年生	小学4～中学3年生の保護者	20～69歳の一般市民
令和元年実績 (R2.4月実施)	配付数	424	396	820	2,000
	回答数	404	358	606	463
	回収率	95.3%	90.4%	73.9%	23.2%
令和2年実績 (R3.4月実施)	配付数	417	404	821	2,000
	回答数	395	397	637	388
	回収率	94.7%	98.3%	77.6%	19.4%
令和3年実績 (R4.5月実施)	配付数	373	358	731	1,400
	回答数	347	332	568	260
	回収率	93.0%	92.7%	77.7%	18.6%
令和4年実績 (R5.4月実施)	配付数	466	460	800	2,000
	回答数	427	377	296	488
	回収率	91.6%	82.0%	37.0%	24.4%
令和5年実績 (R6.4月実施)	配付数	481	473	954	2,000
	回答数	460	373	390	374
	回収率	95.6%	78.9%	40.9%	18.7%

※総括を行うにあたって、上記「佐賀市教育政策市民満足度調査」のほか、「佐賀市民意向調査」などの結果も一部用いています。

(1) 全体の総括

第4次佐賀市教育振興基本計画（令和2年3月策定）においては、令和2年度から令和6年度までの5年間を通じて目指すべき教育の姿として教育目標を示し、「教育・学習の縦軸をつなぐ」、「教育・学習の横軸をつなぐ」という2つの基本方針を掲げ、各種の施策を展開してきました。

「縦軸」では、幼・保、小、中の連携等の取組による接続期のなめらかな移行ができています。また、特別な支援を必要とする幼児・児童生徒⁵に対する個別的教育支援計画⁶や個別の指導計画⁷の作成、特性に応じた指導ができる環境整備に努め、一定の成果が現れています。

不登校児童生徒⁸については、改善または改善傾向の児童生徒も多数見られ、学校復帰に向けて一定の成果を上げているものの、増加傾向にあり、子どもの状況に応じたきめ細かな対応がますます重要となってきています。

生涯学習・社会教育については、生涯学習を行っている市民の割合が減少傾向にありますが、デジタルコンテンツなど学習ツールは多様化しており、いつでも・どこでも学べる環境が構築されつつあります。このため、学習者のニーズに合う学習支援を行っていくことが求められています。

「横軸」については、子どもへのまなざし運動⁹の取組により、地域全体で子どもを育む環境の醸成に関しては地域に定着してきています。その一方で、生活価値観や家庭環境の多様化に伴い、子どもの社会性や自立心、基本的な生活習慣の育成に課題を抱える家庭や子育てについての不安や孤立を感じる家庭が増加傾向にあり、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりがますます重要となってきています。このため、子育て経験者をはじめとした地域人材や企業など、地域の多様な人々が主体的に連携・協働して、子どもが健やかに成長できる環境づくりを強化していく必要があります。

このようなことから、第5次佐賀市教育振興基本計画の策定に当たっては、第4次計画期間中における施策の検証結果を十分に踏まえる必要があります。

⁵ 特別な支援を必要とする幼児・児童生徒：知的・肢体不自由・視覚・聴覚・病弱の障がいだけでなく、LD（限局性学習症）、ADHD（注意欠如・多動症）、ASD（自閉スペクトラム症）等を含めた障がいのある幼児・児童生徒。

⁶ 個別的教育支援計画：他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画。一人一人の障がいのある子どもについて、幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成。作成に当たっては関係機関との連携が必要。また保護者の参画や意見等を聴くことなどが求められる。

⁷ 個別の指導計画：指導を行うためのきめ細かい計画。幼児・児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。

⁸ 不登校児童生徒：何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

⁹ 子どもへのまなざし運動：正式名称を「市民総参加子ども育成運動」という。全ての大人が子どもの育成に関心を持ち、かつ、主体的に関わる社会「子どもへのまなざし `100%」のまちの実現を目指し、市民総参加で子どもを育む市民運動を展開している。

(2) 教育・学習の縦軸をつなぐ

施策1 就学前からの教育の充実

① 施策の目標

子どもたちは、楽しく学校に通い、意欲的に学んでいる。

② 目標達成のための成果指標 [実績値に示す年度は、調査対象年度である。]

成果指標	基準値 平成30年度	目標値 令和6年度	実績値 令和5年度	調査方法
不登校児童・生徒の全体に占める割合	1.78%	1.47%	2.65%	学校教育課調べ
園児が楽しく幼稚園・保育所(園)に通っていると感じている市民の割合	89.7%	95.0%	91.5%	市民意向調査
幼稚園・保育所(園)から小学校へ円滑に接続できたと思う小学1年生の学級の割合	100.0%	100.0%	97.4%	保育幼稚園課 「学校(学級担任) アンケート」
児童生徒が楽しく小・中学校に通っていると感じている市民の割合	87.6%	87.6%	78.2%	市民意向調査
子どもたちは小学校から中学校へ不安よりも期待を持って進学していると思う保護者の割合	72.3%	75.0%	73.3%	教育政策市民満足度 調査(保護者)
生徒(中学2年)の基礎学力の水準(*)	0.77	0.83	0.65	佐賀県中学校学習状 況調査の実施結果
コミュニティ・スクールの実施校数	8校	14校	14校	教育総務課調べ

(*) 佐賀県学習状況調査における「十分達成」(目標到達基準)を1とした場合の佐賀市の到達度

③ 施策の振り返り

不登校対策については、家庭、学校、教育支援センター¹⁰等の連携を図るとともに、不登校児童生徒への支援を継続して行っており、改善または改善傾向の児童生徒も見られ、学校復帰に向けて一定の成果を上げています。しかしながら、不登校児童生徒数は全国や県と同様に増加傾向にあります。

インクルーシブ教育¹¹の理念に基づき、特別な支援を必要とする就学前児童については、

¹⁰ 教育支援センター：学校に行かなければと思いつつも、登校できない児童生徒やその保護者の支援のために設置されたもの。佐賀市では「くすの実」がある。

¹¹ インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が

特別支援教育相談員が、幼稚園・保育所(園)・認定こども園等を巡回し見取りを行い、保護者とも連携をとりながら適切な就学につなげています。また、特別な支援を必要とする児童生徒に対して個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、タブレット等のICT¹²機器の利活用とともに、学校生活支援員¹³や特別支援学級支援員¹⁴の配置により特性に応じた指導ができるよう物的及び人的な環境整備に努めています。

地域とともにある学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクール¹⁵の設置を進めることで、地域と学校が目標やビジョンを共有し、地域と学校が一体となって子どもを育てることができています。

小・中学校においては、学校施設の老朽化に向けた対策やトイレの洋式化等を計画的に行うことにより、安全で快適な学校生活環境を整備しています。また、防犯・防災訓練を実施したり、関係機関と連携して通学路の安全点検と危険個所の改善を実施したりすることで、児童生徒の安全確保に努めています。

このように、施策1「就学前からの教育の充実」では様々な取組を行ってきましたが、成果指標の目標値は一部を除き達成することができませんでした。学校教育の充実に向けて、子どもたちが安心して学習できる環境づくりを今後も進めていく必要があります。

④課題

- 子どもたちの、他人への思いやりなど豊かな人間性を育てていくとともに、主体的に学習する意欲や望ましい学習習慣の育成を図り、Society5.0¹⁶時代に求められる「思考力」「課題解決力」「情報処理能力」を持つ人材育成を目指して、学習指導を工夫・充実していく必要があります。
- 学校に求められる役割や要望の増大、欠員や代替講師の未配置など教職員が不足している状況があり、教職員が多忙化し、長時間勤務となっている傾向にあります。働き方に関する意識改革を促すとともに、教職員の多忙化を解消していく取組を一層進める必要があります。
- 集団での学校生活に困難さを感じている児童生徒がいることや、小・中学校ともに不登校児童生徒が増加傾向にあることから、日頃から児童生徒の様子を注意深く観察し、いじめの問題などを含めたさまざまな取組を強化し、安心して学べる環境を整える必要があります。
- 近年、日本語指導が必要な児童生徒が増加し、教育に対するニーズが多様化していることから、学校生活や学習を多面的に支援していく必要があります。また、インクルーシブ

共に学ぶ教育。

¹² ICT：Information & Communication Technology の略。コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

¹³ 学校生活支援員：市立小・中学校に在籍する個別の支援が必要な児童生徒に対し、個々のニーズに応じたよりきめ細かな指導や支援を提供することを目的として配置している。

¹⁴ 特別支援学級支援員：市立小・中学校の特別支援学級における支援の充実を目的として配置している。

¹⁵ コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいた仕組。

¹⁶ Society5.0：P2 参照

教育システムの実現に向け、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に過ごすための条件整備と一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪とした取組を一層進める必要があります。

- 物価高騰等による家計負担の増加に伴い、就学援助の必要性は増々高まっています。就学援助制度の周知を徹底し、保護者が申請の機会を逃すことがないよう努め、支援が必要な家庭の金銭的な負担を軽減することで、全ての子どもの教育機会を確保することが求められています。
- 食育は、市民全体の健康づくりの観点から取り組む課題であり、特に子どもたちに対しては、食に関する正しい知識と食習慣を身に付けさせるなど、学校において積極的に取り組むことが期待されています。また、学校給食においては、衛生管理の徹底や地産地消の推進などにより、安心安全の確保を図ることが求められています。
- 少子化の進行により児童生徒数が減少し小規模化が進んでいる小・中学校については、保護者や地域の意向を踏まえながら、子どもたちにとってより良い教育ができる学校の在り方について検討を進める必要があります。
- 学校施設は、子どもたちが安心して学ぶことのできる環境を整える必要があることから、トイレの洋式化やバリアフリー¹⁷化等の環境の整備とともに、災害時の地域の避難所としての機能の充実も求められています。また、学校施設の老朽化・劣化が進んでいることから、計画的・効率的な整備による施設の長寿命化を図る必要があります。
- 登下校時における児童生徒の安全確保のため、道路管理者や警察、地域住民とともに実施する通学路合同点検において指摘された通学路の危険箇所について、防護柵の設置等ハード面の整備と、警察や地域住民、さらにICTを活用した見守り活動の拡大等ソフト面の整備によって、通学路のより一層の改善を進めていくことが求められています。

¹⁷ バリアフリー：「バリア」とは、英語で障壁（かべ）という意味で、社会生活を行う上で障壁となっているものを取り除き、生活しやすくすること。

施策2 自ら学ぶ生涯学習の推進

①施策の目標

市民は、身近なところで必要な知識や技術を学ぶことができ、学んだことを社会生活に活かしたり、生きがいを持って暮らしている。

②目標達成のための成果指標 [実績値に示す年度は、調査対象年度である。]

成果指標	基準値 平成30年度	目標値 令和6年度	実績値 令和5年度	調査方法
仕事や学校以外で、何らかの知識や技術を身に付けるための取組をしている市民の割合	27.9%	50.0%	29.3%	市民意向調査
市立公民館の年度利用者数	701,903 人	750,000 人	610,780 人	公民館支援課調べ
現在、生涯学習（自分の生活や能力を高めるための、学習やスポーツ、文化活動[趣味・教養を含む]、ボランティア活動等）を行っている市民の割合	23.1%	40.0%	34.0%	教育政策市民満足度調査（一般）
生涯学習を行っている市民のうち、学習の成果を活かした活動を行っている市民の割合	47.1%	60.0%	32.0%	教育政策市民満足度調査（一般）
市立図書館のサービス（分館等含む）が充実していると思う市民の割合	60.3%	65.0%	62.6%	教育政策市民満足度調査（一般）

③施策の振り返り

生涯学習に取り組む市民の割合が低く推移している主な要因は、「仕事や家事が忙しくて時間がない」が突出して多く、次いで「きっかけがつかめない」となっています。一方、社会環境の変化に伴い、課題解決のための学習など、多様な学習機会の提供を望む市民の割合は増加しています。

公民館においては、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受け利用者数が激減し、現在は回復傾向にあるものの、コロナ禍前の状況には戻り切れておらず、目標値には届いていません。また、学習の成果を活かした活動を行っている市民の割合も目標値を下回っている現状からも、学習の内容が地域活動へつながっているかどうかの検証をしていく必要があります。10年後、20年後に公民館が地域の拠点としてあり続けていくために何が必要なのかを検討し、多様な学習機会の提供とともに学習の成果が地域づくりや地域課題解決につながるよう推進していきます。

図書館については、成果指標である「市立図書館のサービス（分館等を含む）が充実していると思う市民の割合」は目標値を下回っていますが、図書館利用者アンケートでは、

地域の情報、生涯学習の拠点として、8割以上の利用者にサービスに満足、やや満足と評価されています。しかし、来館者数、貸出点数は減少しているため、新たな来館者を呼び込むための各種イベントの充実を図っていきます。平成31年4月に策定（令和6年4月に一部改訂）した「子どもの読書活動推進計画」では、子どもが就学前から本に親しむことができるように、関係課と連携して、読み語りなどの事業を積極的に展開するとともに、子どもたちの主体的な学びを促進する事業の推進にも努めます。

施策2「自ら学ぶ生涯学習の推進」の成果指標について、目標値は一部を除き達成できていません。社会の変容とともに「学び」の概念も変化しているため、生涯学習自体のあり方を再考する必要があると考えます。

④課題

- 単身世帯、高齢の2人世帯の増加や定年延長等による高齢就業者の増加などを背景に生涯学習に対する市民ニーズは変化しています。
- 地域の担い手づくりが重要な課題となっていることから、地域での活動や学び合いを通してリーダー的人材を発掘するとともに、次世代を担う新たな人材を育成する必要があります。
- 公民館や図書館などの社会教育施設は、利用者のニーズに応じた機能拡充を進め、生涯学習及び地域コミュニティ活動の拠点や交流の場などとして活用していくことが求められます。
- 学びが多様化していく中、そのコンテンツを上手く使いこなせない市民の増加、また高齢者を中心にデジタルの活用に不安のある市民の増加が想定されるため、情報格差解消に向けて、学びの機会や場の提供が求められます。

施策3 未来につなげる文化の振興

①施策の目標

市民が子どもの頃から文化芸術や地域の歴史遺産に親しむ環境が整っており、市民自ら文化芸術活動や歴史遺産の保存・継承活動に取り組んでいる。

②目標達成のための成果指標 [実績値に示す年度は、調査対象年度である。]

成果指標	基準値 平成30年度	目標値 令和6年度	実績値 令和5年度	調査方法
市内で開催された歴史関連のイベントや活動に参加または自ら取り組んだ市民の割合	24.6%	25.0%	12.2%	市民意向調査
市内で開催された文化芸術関連のイベントや活動に参加または自ら取り組んだ市民の割合	41.5%	50.0%	42.4%	市民意向調査
市内の文化財は、適切に保存・活用されていると思う市民の割合	44.6%	52.0%	48.1%	教育政策市民満足度調査（一般）
文化芸術に触れる機会が充実していると思う市民の割合	46.3%	50.0%	47.1%	教育政策市民満足度調査（一般）

③施策の振り返り

文化施策を総合的に展開するため、令和3年3月に第3次佐賀市文化振興基本計画を策定し、計画に基づき事業を展開しています。

文化財については、国史跡に指定された三重津海軍所跡¹⁸や東名遺跡¹⁹等の重要遺跡に関して、体験学習や企画展、出前講座、小学校への出前授業等を実施し、遺跡の重要性について情報発信を行うとともに活用を図りました。また、三重津海軍所跡については、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業²⁰」の構成資産の一つとして世界文化遺産に登録されており、令和3年9月に、そのガイダンス施設「佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館」が開館しました。

¹⁸ 三重津海軍所跡：洋式船の修理や製造などが行われた佐賀藩の海軍拠点跡。日本初となる実用的な蒸気船「凌風丸」が建造され、現存するものとしては、国内最古の修理用ドライドック（乾船渠）が確認された。

¹⁹ 東名遺跡：約8,000年前の日本最古の湿地性貝塚で、縄文時代を代表する遺跡の1つ。集落・墓地・貝塚・貯蔵穴がそろって発見され、当時の生活や文化を知りうる貴重な遺跡であるとして平成28年に国史跡に指定された。

²⁰ 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業：九州・山口を中心とする8県11市に存在する製鉄・製鋼、造船、石炭産業の重工業分野の産業遺産や、現役で稼働する工場等23の資産を、ひとつの価値を有する群としてまとめたもの。幕末から明治にかけての極めて短期間に、西洋から非西洋への産業化移転が初めて成功した過程を証言したものとして、平成27年に世界文化遺産に登録された。

さらに精煉方跡²¹について、中断していた発掘調査を令和 4 年度から再開するとともに現地説明会を実施し、その重要性について情報発信を行いました。

文化芸術については、学校や福祉施設などで一流の芸術に触れる機会を提供するとともに、佐賀市民芸術祭を開催し、市民が気軽に文化芸術に親しめる機会や発表の場の提供と、地元で活動する芸術家の発掘や支援を行うことによって、文化芸術に触れる機会の提供に努めました。

このように、施策 3「未来につなげる文化の振興」では、様々な取組を行ってきました。今後も歴史や風土に育まれた文化を大切にしながら、文化の魅力を高める取り組みを行っていく必要があります。

④課題

- 市内にある歴史遺産や伝統芸能について、最新技術を取り入れながらわかりやすく発信し、文化の保存や継承に努める必要があります。
- 市民が暮らしの中で多様な文化芸術に触れたり、新たな文化の創造に取り組みやすい環境づくりが求められています。
- 江戸期の風情が残る佐賀城下町を、市民が誇れる場所となるよう歴史を活かした公園整備や街なみ保存などに取り組んでいく必要があります。
- 市民が身近に文化芸術に触れる機会や発表の場を提供していくための対応が必要です。

²¹ 精煉方跡：佐賀藩が嘉永 5 年(1852)11 月に設けた理化学研究所。はじめは、多布施反射炉における大砲鑄造をバックアップする洋書の翻訳、薬剤や煙硝、雷粉などの試験を行っていたが、次第に範囲を広げ、蒸気機関や電信機についても研究を行っていた。

(3) 教育・学習の横軸をつなぐ

施策4 家庭・地域・企業等の教育力の向上

①施策の目標

全ての大人が子どもの育成に関心を持ち、かつ主体的に関わることで、子どもたちは、自らが社会の一員であると認識し、責任を自覚している。

②目標達成のための成果指標 [実績値に示す年度は、調査対象年度である。]

成果指標	基準値 平成30年度	目標値 令和6年度	実績値 令和5年度	調査方法
地域の行事や活動に参加している市民の割合	42.2%	55.0%	33.8%	市民意向調査
「子どもへのまなざし運動」の市民の認知度	36.1%	50.0%	33.1%	市民意向調査
「子どもへのまなざし運動」を意識して子どもと関わるようになった市民の割合	34.4%	45.0%	39.5%	教育政策市民満足度調査（一般）
佐賀市が好きと回答した割合（小学4年生から中学3年生）	89.6%	92.0%	91.4%	教育政策市民満足度調査（子ども）
地域の行事、社会体育活動などの活動への子どもの参加状況	76.4%	85.0%	73.6%	教育政策市民満足度調査（保護者）
犯罪・触法少年数が市内の小学生から20歳未満の数に占める割合	0.19%	0.18%	0.14%	佐賀北警察署及び佐賀南警察署の統計データ

③施策の振り返り

子どもへのまなざし運動²²を基軸として各種事業を実施し、家庭・地域・企業等の教育力の向上を図りました。子どもへのまなざし運動では、令和5年度から「市民の認知度や関心を高めるための取組」と、「市民が運動に共感し、実践に繋げるための取組」の2本の柱で運動を展開しました。特に、実践に繋げる取組としては、地域と学校をつなぎ双方が連携して子どもを育むことができる環境を創り出す、地域学校協働活動推進事業に力を入れて推進しました。このような取組により、成果指標である「『子どもへのまなざし運動』を意識して、子どもと関わるようになったと回答する市民の割合」は向上しています。

「佐賀市が好きと回答した（子どもの）割合」は成果指標の目標値にわずかに達していないものの、基準値から1.8%増加しています。これは、子どもを育む4つの場で一体的に展開している「子どもへのまなざし運動」の16年間の取組の成果と捉えています。

²² 子どもへのまなざし運動：P6 参照

その他の成果指標である「犯罪・触法少年²³数が市内の小学生から 20 歳未満の数に占める割合」は、0.14%で目標値を達成しています。少年の非行防止に加え、ニート²⁴、ひきこもり²⁵、不登校等の困難を抱える子ども・若者の支援についても、関係機関と連携しながら取り組んでいます。

④ 課題

- 「子どもへのまなざし運動」の強みである「企業」とのつながりを更に強化するなど、子育て世代以外の市民に広がるための取組が必要です。
- 子ども・若者が抱えるひきこもりをはじめとした困りごとの解決へのニーズは年々高まっています。困りごとを抱える子ども・若者は複数の問題を抱えるケースが多く、関係機関と連携した多面的でかつ長期的な支援が可能な体制づくりが求められています。
- 若年層へのスマートフォンの普及に伴い、インターネットを介した犯罪、トラブル等が増加していることから、情報モラル教育を充実させるとともに、ネットルールを含めた非行防止について啓発を進めていく必要性があります。

²³ 犯罪・触法少年：犯罪少年とは、罪を犯した 14 歳以上 20 歳未満の少年をいい、触法少年とは、刑罰法令に触れる行為をした 14 歳未満の少年をいう。

²⁴ ニート：非労働力人口のうち、15～34 歳に限定し、家事も通学もしていないその他の者。

²⁵ ひきこもり：仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6 か月以上続けて自宅にひきこもっている状態。

6 佐賀市教育の基本目標

佐賀らしさを協働で創る 生きる力に富む人づくり

佐賀市のまちづくりの指針として、令和7年度からの新たな総合計画「第3次佐賀市総合計画²⁶」が策定されました。総合計画の基本構想では、佐賀市が2040年に目指す将来像として『佐賀らしさでみんなが上を向くまち』と定め、その実現を目指すために、子育て・教育分野は「こどもの幸せを何よりも優先するまち」という目指す姿を掲げています。

この総合計画で掲げている「佐賀らしさ」とは、豊かな自然があり、おいしい食べ物があり、人々がつながり合うあたたかい地域があること等、私たちが当たり前と感じている佐賀の魅力のことです。

2040年の佐賀市は人口構造も変化し、私たちを取り巻く環境も大きく変化していくことが見込まれます。AIをはじめとした技術は急速に進歩しており、今後も様々な分野で最新技術の開発や進歩が次々と起こることが予測されます。将来の予測が困難な時代を生きる子どもたちは、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を尊重し、多様な人々と協働しながら社会の変化を乗り越え、未来を切り拓いていかなければなりません。子どもたちがこれからの時代をつくるために必要な資質・能力を身につけ、協働して「佐賀らしさ」に磨きをかけていくことが、子どもたちを含め未来の市民一人一人の幸せにつながると考えます。

さらに、子どもたちが自律した一人の人間として、地域社会に主体的に関わり、豊かな体験を通して学びを深めることで、地域との絆を強め、協働してまちづくりを進める意欲に満ちた人となることが期待されます。そのことによって、地域も活性化し、子どもを育む環境の好循環を実現できるものと考えます。

以上のような考え方にたって、佐賀市教育委員会では、学校教育、さらには社会教育へと連続する取組の中で、未来を担う子どもたちが今も、未来も幸せであり続けられるよう「佐賀らしさを協働で創る 生きる力に富む人づくり」を目指します。

²⁶ 佐賀市総合計画：P3参照

7 基本方針

基本目標に掲げる『佐賀らしさを協働で創る 生きる力に富む人づくり』を実現するために、基本方針を次のとおり定めます。

◆「自律」、「尊重」、「創造」を身につけた子どもの育成

子どもたちには、自分たちの未来を切り拓くために必要となる、「自律」、「尊重」、「創造」の3つの力を身につけてほしいと考えています。そのため、小・中学校では、子どもたちが主体的に学び続ける教育環境づくりに取り組み、子どもたちの未来につながる教育を進めます。

《こんな力を身につけた子どもたちに！》

自立：自分で考え、自分で決めて、自分で動き出す力

尊重：多様性を受け入れ、合意形成する力

創造：新しい価値を生み出す力

◆すべての人が自分らしく輝きながら成長できる教育の推進

佐賀市ではすべての大人が子どもの育成に関心を持ち、「家庭」や「地域」、「企業等」、「学校等」の社会全体で子どもの安心・安全を守り、健全育成に取り組む「子どもへのまなざし運動²⁷」を推進しています。地域全体で子どもの成長を支える環境を土台として、子どもの権利を尊重するとともに、すべての人が、今も、未来も自分らしく輝きながら成長できるような教育に取り組めます。

²⁷ 子どもへのまなざし運動：P6 参照